

国立大学法人東京外国語大学アゴラ・グローバル プロメテウス・ホールの使用に関する規程

〔平成 22 年 5 月 18 日〕
規則 第 36 号

改正 平成 28 年 3 月 25 日規則第 45 号 令和 5 年 2 月 22 日規則第 6 号

(目的)

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学固定資産管理細則第 22 条の規定に基づき、国立大学法人東京外国語大学アゴラ・グローバル内にあるプロメテウス・ホール（以下「プロメテウス・ホール」という。）を一時使用させる場合に必要な事項を定め、もって適正な管理を行うことを目的とする。

(使用の範囲)

第 2 条 プロメテウス・ホールは、東京外国語大学（以下「本学」という。）が挙げる式典その他の会合（講義を含む。）に使用するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学長は、次の各号のいずれかに該当する会合等においてもプロメテウス・ホールを一時使用（連続して 7 日を超えないものに限る。）させることができる。

- (1) 本学の職員若しくは名誉教授が主催する学術又は教育に関する会合
- (2) 本学が共催又は協賛する学術、教育、文化及び芸術に関する会合
- (3) 本学の学生団体が主催する講演会、発表会等の会合
- (4) 学長が認めた団体が主催する講演会、発表会等の会合
- (5) その他学術、教育、文化及び芸術に関する会合で学長が特に認めたもの

(使用の申込)

第 3 条 前条第 2 項各号の規定に基づきプロメテウス・ホールを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、東京外国語大学プロメテウス・ホール使用許可申請書（第 1 号様式。以下「申請書」という。）に、日時、目的、人数その他必要事項を記載のうえ、企画書等を添え、原則として許可を受けようとする日の 1 週間前までに、前条第 2 項第 1 号から第 4 号に該当するものは本学施設企画課を経て学長へ申請しなければならない。ただし、次項の禁止行為を行う予定のある場合は、許可を受けようとする日の 2 ヶ月前までに申請しなければならない。

2 前項の申請が適当と認められた場合、申請者はプロメテウス・ホールにおいて東京都火災予防条例第 23 条で規定されている禁止行為（「喫煙」「裸火の使用」「危険物品の持ち込み」の各行為）を行おうとするときは、本学施設企画課を通し、すみやかに府中消防署に禁止行為の解除承認申請書を提出しなければならない。

3 消防署が前項の解除承認申請書を受理し、禁止行為の解除承認が受けられた場合は、禁止行為の解除承認書を学長に提出するとともに、禁止行為解除承認証を解除承認期間中、承認された行為を行う場所の見やすい位置に掲出しなければならない。また、禁止行為の解除承認が受けられなかった場合は文書ですみやかに学長に報告し、当該申請を

取り下げなければならない。

(使用の許可)

第4条 学長は、前条第1項の申請が適当と認められる場合は、必要な条件を付して使用を許可し、東京外国語大学プロメテウス・ホール使用許可書(第2号様式。以下「許可書」という。)を交付する。ただし、前条第1項ただし書きに該当する場合は、前条第3項の禁止行為の解除承認が得られた場合とする。

(使用許可の取消等)

第5条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可した後であっても、使用の許可を取り消し、又は中止させることができる。

- (1) 本学において使用する必要が生じた場合
- (2) 管理上の問題が生じた場合
- (3) この規程及び許可条件に違反した場合
- (4) 申請書に記載された事項が事実と反する場合
- (5) 使用料及び光熱水料負担額(以下「使用料等」という。)を所定の期日までに納付しない場合

2 前項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させたことによって申請者が損害を被る場合があっても、本学はその責を負わない。

(使用料等)

第6条 プロメテウス・ホールの使用料等については別に定める。

(使用料等の納付等)

第7条 使用の許可を受けた申請者(以下「使用責任者」という。)は、前条に規定する使用料等を本学の指定する期日までに納付しなければならない。

2 納付した使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還することがある。

- (1) 災害その他使用責任者の責によらない事由で使用できなくなった場合
- (2) 第5条第1項第1号の規定により、本学において使用するために許可を取り消した場合

(使用料等徴収の特例)

第8条 学長が特に必要と認めた場合は、使用料等の全部又は一部を徴収しないことがある。

(使用権利の譲渡等の禁止)

第9条 使用責任者は、使用の権利を譲渡し、又は第三者に使用させてはならない。

(使用時間)

第10条 プロメテウス・ホールの使用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、願い出により使用時間を延長することができる。

(遵守事項)

第11条 使用責任者は、火災その他の災害対策及び入場者等の安全管理に十分な配慮をしなければならない。

2 使用責任者は、入場者の受付及び会場整理を責任を持って行うとともに、入場者等がアゴラ・グローバル以外の建物やアゴラ・グローバルの許可されていない場所に立ち入

らないように警備をしなければならない。

3 使用責任者は、使用する施設に特別の工作をし、又は現状を変更してはならない。ただし、事前に施設企画課と協議のうえ、学長の許可を得た場合は、この限りではない。

4 使用責任者は、施設の使用後直ちに使用前の状況に復さなければならない。なお、使用中に施設及び施設に付随する備品等を滅失若しくはき損した場合又は許可条件に違反した場合は、そのことにより生じた損害を使用責任者は、弁償しなければならない。

(管理上の立入)

第12条 本学職員は、管理上必要と認めた場合、使用中であっても随時立ち入ることができる。

(事務)

第13条 プロメテウス・ホールの管理運営に関する事務は、関係各課の協力を得て施設企画課が行う。

(細則)

第14条 この規程に定めるもののほか、プロメテウス・ホールの使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年5月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年2月22日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

国立大学法人東京外国語大学長 殿

申請者（団体名、代表者名）住所
（電話番号）

氏名

印

東京外国語大学プロメテウス・ホール使用許可申請書

貴学「アゴラ・グローバル プロメテウス・ホールの使用に関する規程」を遵守しますので下記により使用を許可して下さるようお願いいたします。

使 用 期 間	自 月 日 時 分 至 月 日 時 分 延 時間
使 用 目 的	
使 用 人 数	
直 接 責 任 者	
東京都火災予防条例第23条で 規定されている禁止行為の有無	・有（・喫煙・裸火の使用・危険物品の持ち込み） ・無
附 属 施 設 使 用 の 有 無	・有（ ） ・ 無
そ の 他 必 要 事 項	

年 月 日

殿

国立大学法人東京外国語大学長

東京外国語大学プロメテウス・ホール使用許可書

月 日付申請のプロメテウス・ホールの使用を許可します。

使 用 許 可 期 間	自 月 日 時 分 至 月 日 時 分 延 時間
使 用 目 的	
使 用 人 数	
使 用 責 任 者	
東京都火災予防条例第 2 3 条で 規定されている禁止行為の有無	・有（・喫煙・裸火の使用・危険物品の持ち込み） ・無
附 属 施 設 の 使 用	・楽屋 1 ・楽屋 2 ・控 室 ・同時通訳室 ・同時通訳ブース A ・同時通訳ブース B
使 用 料	
使 用 許 可 条 件	

施設の使用にあたっては、国立大学法人東京外国語大学アゴラ・グローバル プロメテウス・ホールの使用に関する規程 1 1 条を遵守すること。